

太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて

平成 25 年 6 月 28 日電気事業法施行規則が改正され同日施行されました。

太陽電池発電設備の出力は、太陽電池モジュールの合計出力で判断します。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良いこととなります。つまり、何れか小さい方で判断すれば良いこととなります。

※次頁参照 電気事業法施行規則の一部改正

1. 出力 50kW 以上の太陽電池発電設備

(ア) 電気事業法上は発電用の電気工作物（発電所）となり、「**自家用電気工作物**」になります。（電力会社等の電気事業用のものは除きます。）

(イ) 自家用電気工作物ですので、以下の義務が発生します。

- (1) 経済産業省令で定める**技術基準に適合するように維持する義務**。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、**保安規程を定めて届け出る義務**。
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、**電気主任技術者を選任して届け出る義務**。

太陽電池発電設備が出力 **2,000kW 未満**の場合は、経済産業大臣又は産業保安監督部長の承認を得て電気主任技術者の業務を**外部に委託**することもできます。

2. 出力 50kW 未満の太陽電池発電設備

電気事業法上は小出力発電設備となり、「**一般用電気工作物**」になります。設置の工事にあたっては電気工事士法に基づき電気工事士（第一種又は第二種）が作業を行う必要があります。一般用電気工作物ですので、届出等の手続きは不要ですが、経済産業省令で定める技術基準に適合させる義務があります。ただし、**場合によっては自家用電気工作物**となります。また、施設方法によっても自家用電気工作物となる場合がありますので、以下をご覧ください。

3. いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電設備の取扱い及び電気主任技術者制度の運用について（平成 24 年 9 月 6 日改正）

<http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/shiryuu/H240906taiyuu.pdf>

※参照「電気事業法施行規則の一部改正」

(経済産業省令第三十二号平成 25 年 6 月 28 日改正同日施行)

下記 1～4 の場合には、当該自家用電気工作物保安管理業務が、電気事業法施行規則第 53 条に該当する者と委託契約が結ばれ、保安上支障がないものと産業保安監督部長の承認を受けた場合において、電気主任技術者を選任しないことが出来ます。

- 1 出力 2,000kW 未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧 7,000V 以下で連系等をするもの
- 2 出力 1,000kW 未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧 7,000V 以下で連系等をするもの
- 3 電圧 7,000V 以下で受電する需要設備
- 4 電圧 600V 以下の配電線路当該配電線路を管理する事業場